

新	旧	備考
貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書 平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00019 <u>平成 26 年 9 月 24 日 一部改正</u> （以下「甲」という。）と 独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。） との間に貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）の特約書を 次のとおり締結するものとする。	貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書 平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00019 沿革 （略） （以下「甲」という。）と 独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。） との間に貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）の特約書を 次のとおり締結するものとする。	
（付保対象等） 第 1 条 甲は、 年 月 日から 年 月 日 までの期間（以下「<u>特約期間</u>」という。）に締結した技術提 供契約を含む一の契約（ただし、一の契約に輸出契約が含ま れる場合、当該一の契約に含まれる技術提供契約に係る技術 の提供又はこれらに伴う労務の提供（以下「<u>技術等の提供</u>」 という。）の対価の額が、当該輸出契約に係る代金及び賃貸 料の合計額を超える場合に限るものとする。）であって、契 約金額が 円以上のもの（ただし、一の契約に仲介貿易 契約が含まれる場合であって、仲介貿易契約に係る代金及び 賃貸料の合計額が技術提供契約に係る技術等の提供の対価の 額と同額かこれを超える場合は、技術提供契約に係る技術等 の提供の対価の額が 2,500 万円以上のものであって、<u>契約金 額が 円以上のものに限る。</u>）のうち附帯別表第 1 に掲 げる契約以外のもの（以下「<u>対象契約</u>」と総称する。）のす べてについて、<u>対象契約</u>の締結後、原則として、<u>対象契約</u>の	（付保対象等） 第 1 条 甲は、 年 月 日から 年 月 日 までの期間に締結した技術提供契約（貿易保険法（昭和 25 年 法律第 67 号。以下「<u>法</u>」という。）第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定により技術提供契約とみなされるものを含み、これ らの項の規定により輸出契約又は仲介貿易契約とみなされる ものを除く。）であって、契約金額が 円以上のもの又は 仲介貿易契約（法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定により仲 介貿易契約とみなされる契約であって、当該契約に含まれる 技術の提供又はこれらに伴う労務の提供（以下「<u>技術等の提 供</u>」という。）の対価の額が当該契約に含まれる輸出貨物の 代金の額又は賃貸料の合計額を超えるものであり、かつ 2,500 万円以上のものに限る。<u>以下同じ。</u>）であって、<u>契約金額が 円以上のもののうち、附帯別表第 1 に掲げる技術提供契約又 は仲介貿易契約以外のもの（以下「<u>技術提供契約等</u>」と総称 する。）のすべてについて、<u>技術提供契約等</u>の締結後、原則</u>	

新	旧	備考
締結の日の属する月の翌月の末日までに日本貿易保険に対して保険の申込みをし、日本貿易保険は、当該申込みに基づいて保険契約が締結された<u>対象契約</u>について甲の受ける損失を貿易一般保険約款（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）及びこの特約書の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。ただし、甲と日本貿易保険との間で締結する保険契約について、貿易一般保険（外貨建対応方式）特約書（平成 17 年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00013。以下「外貨建特約書」という。）が付された場合は、日本貿易保険は、約款、この特約書及び外貨建特約書の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。	として、<u>技術提供契約等</u>の締結の日の属する月の翌月の末日までに日本貿易保険に対して保険の申込みをし、日本貿易保険は、当該申込みに基づいて保険契約が締結された<u>技術提供契約等</u>について甲の受ける損失を貿易一般保険約款（以下「約款」という。）及びこの特約書の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。ただし、甲と日本貿易保険との間で締結する保険契約について、貿易一般保険（外貨建対応方式）特約書（平成 17 年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00013。以下「外貨建特約書」という。）が付された場合は、日本貿易保険は、約款、この特約書及び外貨建特約書の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。	
2 前項に規定する<u>対象契約</u>に該当しないものについては、仮に保険契約の申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。	2 前項に規定する<u>技術提供契約等</u>に該当しないものについては、仮に保険契約の申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。	
（相手方の登録） 第 2 条 甲は、<u>対象契約</u>の相手方（<u>対象契約</u>の締結の相手方と当該<u>対象契約</u>に係る技術等の提供の対価又は<u>輸出貨物若しくは仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料</u>（以下「対価等」という。）の支払人が異なる場合には、当該相手方及び当該支払人）について海外商社名簿について（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00063）に従い保険契約の申込みの前までに海外商社名簿（以下「名簿」という。）へ登録しなければならない。	（相手方の登録） 第 2 条 甲は、<u>技術提供契約等</u>の相手方（<u>技術提供契約等</u>の締結の相手方と当該<u>技術提供契約等</u>に係る技術等の提供の対価又は仲介貿易貨物<u>若しくは輸出貨物の代金若しくは賃貸料</u>（以下「対価等」という。）の支払人が異なる場合には、当該相手方及び当該支払人）について海外商社名簿について（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00063）に従い保険契約の申込みの前までに海外商社名簿（以下「名簿」という。）へ登録しなければならない。	
（てん補範囲等） 第 3 条 日本貿易保険は、第 1 条の規定により保険の申込みがなされた<u>対象契約</u>については、申込み後遅滞なく、約款第 3	（てん補範囲等） 第 3 条 日本貿易保険は、第 1 条の規定により保険の申込みがなされた<u>技術提供契約等</u>については、申込み後遅滞なく、約	

新	旧	備考
条第1号、第2号又は第4号のてん補危険について保険契約を締結するものとする。ただし、日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当する<u>対象契約</u>については、保険契約を締結せず、又は甲の承諾を得て日本貿易保険がてん補すべき範囲若しくはてん補すべき額を制限して保険契約を締結することができる。 一 <u>対象契約</u>の内容が明確でないとき。 二 <u>対象契約に基づく技術等の提供、輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸</u>の内容が、我が国の対外取引の健全な発達及び当該技術等の提供等の行われる国若しくは地域又は仕向国（以下「技術等提供先国等」という。）の経済発展又は社会開発に資すると認められないとき。 三 日本貿易保険が別に定める国又は地域を、技術等提供先国等又は対価等の支払を行う者の属する国若しくは地域（以下「支払国等」という。）とするとき。 四 対価等の支払についての輸出信用条件が日本貿易保険が別に定める基準に合致しないとき。 五 対価等の支払について日本貿易保険が別に定める要件に適合する支払保証等がないとき。 六 日本貿易保険が別に定める事業に係る<u>対象契約</u>であるとき。 七 前各号に掲げるもののほか、取引上の危険が大であると認められるとき。	款第3条第1号、第2号又は第4号のてん補危険について保険契約を締結するものとする。ただし、日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当する<u>技術提供契約等</u>については、保険契約を締結せず、又は甲の承諾を得て日本貿易保険がてん補すべき範囲若しくはてん補すべき額を制限して保険契約を締結することができる。 一 <u>技術提供契約等</u>の内容が明確でないとき。 二 <u>技術提供契約等</u>に基づく技術等の提供の内容が、我が国の対外取引の健全な発達及び当該技術等の提供の行われる国又は地域（以下「技術等提供先国等」という。）の経済発展又は社会開発に資すると認められないとき。 三 日本貿易保険が別に定める国又は地域を、技術等提供先国等又は<u>当該技術等の提供の対価</u>の支払を行う者の属する国若しくは地域（以下「支払国等」という。）とするとき。 四 対価等の支払についての輸出信用条件が日本貿易保険が別に定める基準に合致しないとき。 五 対価等の支払について日本貿易保険が別に定める要件に適合する支払保証等がないとき。 六 日本貿易保険が別に定める事業に係る<u>技術提供契約等</u>であるとき。 七 前各号に掲げるもののほか、取引上の危険が大であると認められるとき。	
2 日本貿易保険は、前項に基づく保険契約締結から損失発生までのいずれかの時点において、<u>対象契約の相手方（対象契約の締結の相手方と当該対象契約に係る対価等の支払人が異</u>	2 日本貿易保険は、前項に基づく保険契約締結から損失発生までのいずれかの時点において、<u>技術提供契約等の相手方（技術提供契約等の締結の相手方と当該技術提供契約等に係る対</u>	

新	旧	備考
なる場合には、いずれかのもの。以下この項及び次項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、約款第4条第11号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。 一 甲の本店又は支店（甲が支店の場合、他の支店を含む。） 二 甲と特定の資本関係があるものとして、次のいずれかに該当する海外商社 イ 甲の親会社又は子会社（「親会社」とは、他の法人の総株主、総社員又はその他の構成員の議決権（以下「議決権」という。）の過半数を保有する法人をいう。「子会社」とは、親会社に議決権の過半数を保有される法人をいう。他の法人の議決権の過半数を親会社及び子会社又は子会社が保有するときは、当該議決権の過半数を保有される法人は親会社の子会社とみなす。以下同じ。） ロ 甲の直接親会社の直接子会社（「直接親会社」とは、親会社のうち、イにより親会社とみなされる以外の親会社をいう。「直接子会社」とは、子会社のうち、イにより子会社とみなされる以外の子会社をいう。以下同じ。） ハ 議決権の過半数を甲、甲の直接親会社又は甲の直接子会社のうちいずれか二者以上が保有する法人（イ及びロに該当する法人を除く。） ニ イ、ロ及びハに該当する法人の支店 三 甲と特定の人的関係があるものとして、次のいずれかに該当する海外商社 イ 甲が取締役等（「取締役等」とは、派遣先において代	価等の支払人が異なる場合には、いずれかのもの。以下この項及び次項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、約款第4条第11号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。 一 甲の本店又は支店（甲が支店の場合、他の支店を含む。） 二 甲と特定の資本関係があるものとして、次のいずれかに該当する海外商社 イ 甲の親会社又は子会社（「親会社」とは、他の法人の総株主、総社員又はその他の構成員の議決権（以下「議決権」という。）の過半数を保有する法人をいう。「子会社」とは、親会社に議決権の過半数を保有される法人をいう。他の法人の議決権の過半数を親会社及び子会社又は子会社が保有するときは、当該議決権の過半数を保有される法人は親会社の子会社とみなす。以下同じ。） ロ 甲の直接親会社の直接子会社（「直接親会社」とは、親会社のうち、イにより親会社とみなされる以外の親会社をいう。「直接子会社」とは、子会社のうち、イにより子会社とみなされる以外の子会社をいう。以下同じ。） ハ 議決権の過半数を甲、甲の直接親会社又は甲の直接子会社のうちいずれか二者以上が保有する法人（イ及びロに該当する法人を除く。） ニ イ、ロ及びハに該当する法人の支店 三 甲と特定の人的関係があるものとして、次のいずれかに該当する海外商社 イ 甲が取締役等（「取締役等」とは、派遣先において代	

新	旧	備考
表権を有することとなる者、取締役の職に就く者その他経営の基本的方針の決定に参加することとなる者をいう。以下同じ。）を派遣する法人若しくは当該法人が取締役等を派遣する法人又は甲に取締役等を派遣する法人若しくは当該法人に取締役等を派遣する法人 ロ 甲が取締役等を派遣する法人の直接子会社又は甲に取締役等を派遣する法人の直接親会社若しくは直接子会社 ハ 甲の直接親会社が取締役等を派遣する法人、甲の直接親会社に取締役等を派遣する法人又は甲の直接子会社が取締役等を派遣する法人 ニ イ、ロ及びハに該当する法人の支店 四 その他前各号に掲げるものと実質的に同視できるものとして、日本貿易保険が特に認めた海外商社	表権を有することとなる者、取締役の職に就く者その他経営の基本的方針の決定に参加することとなる者をいう。以下同じ。）を派遣する法人若しくは当該法人が取締役等を派遣する法人又は甲に取締役等を派遣する法人若しくは当該法人に取締役等を派遣する法人 ロ 甲が取締役等を派遣する法人の直接子会社又は甲に取締役等を派遣する法人の直接親会社若しくは直接子会社 ハ 甲の直接親会社が取締役等を派遣する法人、甲の直接親会社に取締役等を派遣する法人又は甲の直接子会社が取締役等を派遣する法人 ニ イ、ロ及びハに該当する法人の支店 四 その他前各号に掲げるものと実質的に同視できるものとして、日本貿易保険が特に認めた海外商社	
3 日本貿易保険は、前項に掲げる場合のほか、<u>対象契約</u>の相手方が第1号に該当する場合には約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第11号に該当する事由により生じた損失を、第2号に該当する場合には約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第12号又は第13号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。 一 <u>対象契約</u>の相手方が、保険契約の申込時において名簿上G S格、G A格又はG E格以外に格付けされている場合（貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、2年未満案件の引受基準について（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00074）別紙2 政府開発援助契約等（以下「政府開発援助契約等」という。）のうち（1）及び（12）（決済方法のいかんを問わない。以下「円借款等」という。）に係る<u>対象</u>	3 日本貿易保険は、前項に掲げる場合のほか、<u>技術提供契約等</u>の相手方が第1号に該当する場合には約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第11号に該当する事由により生じた損失を、第2号に該当する場合には約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第12号又は第13号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。 一 <u>技術提供契約等</u>の相手方が、保険契約の申込時において名簿上G S格、G A格又はG E格以外に格付けされている場合（貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、2年未満案件の引受基準について（01 - 制度 - 00074）別紙2 政府開発援助契約等（以下、「政府開発援助契約等」という。）のうち（1）及び（12）（決済方法のいかんを問わない。以下、「円借款等」という。）に係る<u>技術提供契</u>	

新	旧	備考
<u>契約</u>であって、当該<u>対象契約</u>の相手方が、保険契約の申込時において事故管理区分B以外に格付けされている場合を除く。） 二 <u>対象契約</u>の相手方が、保険契約の申込時において名簿上名簿区分P又は事故管理区分Rの場合	<u>約等</u>であって、当該<u>技術提供契約等</u>の相手方が、保険契約の申込時において事故管理区分B以外に格付けされている場合を除く。） 二 <u>技術提供契約等</u>の相手方が、保険契約の申込時において名簿上名簿区分P又は事故管理区分Rの場合	
4 日本貿易保険は、第2項に掲げる場合のほか、<u>対象契約</u>の相手方（<u>対象契約</u>の締結の相手方と当該<u>対象契約</u>に係る対価等の支払人が異なる場合には、当該支払人。以下同じ。）が保険契約の申込時において名簿上EM格、EF格若しくはEC格に格付けされている場合又は名簿区分P若しくは事故管理区分Rの場合には、約款第3条第2号又は第4号のてん補危険について約款第4条第12号又は第14号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。	4 日本貿易保険は、第2項に掲げる場合のほか、<u>技術提供契約等</u>の相手方（<u>技術提供契約等</u>の締結の相手方と当該<u>技術提供契約等</u>に係る対価等の支払人が異なる場合には、当該支払人。以下同じ。）が保険契約の申込時において名簿上EM格、EF格若しくはEC格に格付けされている場合又は名簿区分P若しくは事故管理区分Rの場合には、約款第3条第2号又は第4号のてん補危険について約款第4条第12号又は第14号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。	
5 第3項第2号及び前項の規定にかかわらず、取消不能信用状（保険契約の申込時において名簿上GS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされている銀行が発行するものに限る。以下「ILC」という。）により対価等が決済される場合又は円借款等（<u>借款等</u>であって政府開発援助契約等に該当するものを含む。以下同じ。）により<u>対価等</u>が決済される場合には、当該ILC取得後又は円借款等の契約の締結後、日本貿易保険は、約款第4条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任ずる。	5 第3項第2号及び前項の規定にかかわらず、取消不能信用状（保険契約の申込時において名簿上GS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされている銀行が発行するものに限る。以下「ILC」という。）により対価等が決済される場合又は円借款等（<u>借款</u>であって政府開発援助契約等に該当するものを含む。以下、<u>同じ</u>。）により<u>代金等</u>が決済される場合には、当該ILC取得後又は円借款等の契約の締結後、日本貿易保険は、約款第4条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任ずる。	
6 第3項第1号及び前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、日本貿易保険は、当該各号に	6 第3項第1号及び前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、日本貿易保険は、当該各号に	

新	旧	備考
規定する損失についてのてん補を甲が希望し、日本貿易保険がこれを認めた場合に限りてん補する責めに任ずる。 一 <u>対象契約</u>の相手方が保険契約の申込み時において名簿上 G S 格、G A 格、G E 格、E E 格又は E A 格に格付けされており、当該<u>対象契約</u>の契約金額が 500 億円を超える場合 約款第 3 条第 1 号のてん補危険について約款第 4 条第 11 号から第 13 号までのいずれかに該当する事由により生じた損失又は約款第 3 条第 2 号若しくは第 4 号のてん補危険について約款第 4 条第 12 号若しくは第 14 号に該当する事由により生じた損失 二 <u>対象契約</u>の相手方が保険契約の申込み時において名簿上 E M 格又は E F 格に格付けされている場合 イ 当該<u>対象契約</u>の契約金額が 500 億円を超える場合 約款第 3 条第 1 号のてん補危険について約款第 4 条第 12 号若しくは第 13 号に該当する事由により生じた損失又は約款第 3 条第 2 号若しくは第 4 号のてん補危険について約款第 4 条第 12 号若しくは第 14 号に該当する事由により生じた損失 ロ 当該<u>対象契約</u>の契約金額が 500 億円以下である場合（I L C により対価等が決済される場合を除く。） 約款第 3 条第 2 号又は第 4 号のてん補危険について約款第 4 条第 12 号又は第 14 号に該当する事由により生じた損失 三 <u>対象契約</u>の相手方が保険契約の申込み時において名簿上名簿区分 P であり、当該<u>対象契約</u>の契約金額が 25 億円以上である場合（契約金額が 500 億円以下であるものについて	規定する損失についてのてん補を甲が希望し、日本貿易保険がこれを認めた場合に限りてん補する責めに任ずる。 一 <u>技術提供契約等</u>の相手方が保険契約の申込み時において名簿上 G S 格、G A 格、G E 格、E E 格又は E A 格に格付けされており、当該<u>技術提供契約等</u>の契約金額が 500 億円を超える場合 約款第 3 条第 1 号のてん補危険について約款第 4 条第 11 号から第 13 号までのいずれかに該当する事由により生じた損失又は約款第 3 条第 2 号若しくは第 4 号のてん補危険について約款第 4 条第 12 号若しくは第 14 号に該当する事由により生じた損失 二 <u>技術提供契約等</u>の相手方が保険契約の申込み時において名簿上 E M 格又は E F 格に格付けされている場合 イ 当該<u>技術提供契約等</u>の契約金額が 500 億円を超える場合 約款第 3 条第 1 号のてん補危険について約款第 4 条第 12 号若しくは第 13 号に該当する事由により生じた損失又は約款第 3 条第 2 号若しくは第 4 号のてん補危険について約款第 4 条第 12 号若しくは第 14 号に該当する事由により生じた損失 ロ 当該<u>技術提供契約等</u>の契約金額が 500 億円以下である場合（I L C により対価等が決済される場合を除く。） 約款第 3 条第 2 号又は第 4 号のてん補危険について約款第 4 条第 12 号又は第 14 号に該当する事由により生じた損失 三 <u>技術提供契約等</u>の相手方が保険契約の申込み時において名簿上名簿区分 P であり、当該<u>技術提供契約等</u>の契約金額が 25 億円以上である場合（契約金額が 500 億円以下である	

新	旧	備考
I L Cにより対価等が決済される場合を除く。） 約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第12号若しくは第13号に該当する事由により生じた損失又は約款第3条第2号若しくは第4号のてん補危険について約款第4条第12号若しくは第14号に該当する事由により生じた損失	ものについてI L Cにより対価等が決済される場合を除く。） 約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第12号若しくは第13号に該当する事由により生じた損失又は約款第3条第2号若しくは第4号のてん補危険について約款第4条第12号若しくは第14号に該当する事由により生じた損失	
（保険価額及び保険金額） 第4条 保険価額は、次の各号のとおりとする。 一 約款第3条第1号のてん補危険に係る保険契約にあっては、<u>対象契約</u>に含まれる輸出貨物<u>及び</u>仲介貿易貨物の額 二 約款第3条第2号のてん補危険に係る保険契約にあっては、<u>輸出契約及び仲介貿易契約に係る対価等</u>の額（二以上の時期に分割して<u>対価等</u>の決済を受けるべきときは、各時期において決済を受けるべき当該<u>対価等</u>の額。） 三 約款第3条第4号のてん補危険に係る保険契約にあっては、<u>技術提供契約に係る対価等</u>（二以上の時期に分割して対価の決済を受けるべきときは、各時期において決済を受けるべき当該<u>対価等</u>）の額	（保険価額及び保険金額） 第4条 保険価額は、次の各号のとおりとする。 一 約款第3条第1号のてん補危険に係る保険契約にあっては、<u>技術提供契約等</u>に含まれる輸出貨物<u>又は</u>仲介貿易貨物の額 二 約款第3条第2号のてん補危険に係る保険契約にあっては、<u>仲介貿易貨物又は輸出貨物の代金又は賃貸料</u>の額（二以上の時期に分割して<u>代金又は賃貸料</u>の決済を受けるべきときは、各時期において決済を受けるべき当該<u>代金又は賃貸料</u>の額。） 三 約款第3条第4号のてん補危険に係る保険契約にあっては、<u>技術等の提供の対価</u>（二以上の時期に分割して対価の決済を受けるべきときは、各時期において決済を受けるべき当該<u>対価</u>）の額	
2 約款第3条第1号のてん補危険に係る保険契約の保険金額は、前項第1号の額に次の割合を乗じて得た額とする。 一 約款第4条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由の場合には100分の80 二 約款第4条第11号から第13号までのいずれかに該当する場合には、次に掲げる割合	2 約款第3条第1号のてん補危険に係る保険契約の保険金額は、前項第1号の額に次の割合を乗じて得た額とする。 一 約款第4条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由の場合には100分の80 二 約款第4条第11号から第13号までのいずれかに該当する場合には、次に掲げる割合	

新	旧	備考
イ ロに掲げる以外の<u>対象契約</u>に係るもの 100 分の 80 ロ 前条第 6 項第 1 号、第 2 号イ又は第 3 号に係るもの 100 分の 80 を上限として日本貿易保険が保険契約ごとに定める率	イ ロに掲げる以外の<u>技術提供契約等</u>に係るもの 100 分の 80 ロ 前条第 6 項第 1 号、第 2 号イ又は第 3 号に係るもの 100 分の 80 を上限として日本貿易保険が保険契約ごとに定める率	
3 約款第 3 条第 2 号又は第 4 号のてん補危険に係る保険契約の保険金額は、前条の規定により日本貿易保険がてん補すべき額を制限して保険契約を締結する場合を除き、第 1 項第 2 号又は第 3 号の額に次の割合を乗じて得た額とする。 一 約款第 4 条第 1 号から第 9 号までのいずれかに該当する事由の場合には、次に掲げる割合 イ ロに掲げる以外の<u>対象契約</u>に係るもの 100 分の 97.5 ロ 附帯別表第 2 に掲げる<u>対象契約</u>に係るもの 100 分の 100 二 約款第 4 条第 12 号又は第 14 号に該当する事由の場合には、次に掲げる割合 イ ロ、ハ又はニに掲げる以外の<u>対象契約</u>に係るもの 100 分の 90 ロ 前条第 6 項各号に係るもの（同項第 2 号ロに係るものにあつては、<u>対象契約</u>の契約金額が 25 億円未満のものを除く。） 100 分の 90 を上限として日本貿易保険が保険契約ごとに定める率 ハ 附帯別表第 2 又は附帯別表第 3 に掲げる<u>対象契約</u>に係るもの 100 分の 95 ニ 附帯別表第 2 又は附帯別表第 3 に掲げる<u>対象契約</u>のい	3 約款第 3 条第 2 号又は第 4 号のてん補危険に係る保険契約の保険金額は、前条の規定により日本貿易保険がてん補すべき額を制限して保険契約を締結する場合を除き、第 1 項第 2 号又は第 3 号の額に次の割合を乗じて得た額とする。 一 約款第 4 条第 1 号から第 9 号までのいずれかに該当する事由の場合には、次に掲げる割合 イ ロに掲げる以外の<u>技術提供契約等</u>に係るもの 100 分の 97.5 ロ 附帯別表第 2 に掲げる<u>技術提供契約等</u>に係るもの 100 分の 100 二 約款第 4 条第 12 号又は第 14 号に該当する事由の場合には、次に掲げる割合 イ ロ、ハ又はニに掲げる以外の<u>技術提供契約等</u>に係るもの 100 分の 90 ロ 前条第 6 項各号に係るもの（同項第 2 号ロに係るものにあつては、<u>技術提供契約等</u>の契約金額が 25 億円未満のものを除く。） 100 分の 90 を上限として日本貿易保険が保険契約ごとに定める率 ハ 附帯別表第 2 又は附帯別表第 3 に掲げる<u>技術提供契約等</u>に係るもの 100 分の 95 ニ 附帯別表第 2 又は附帯別表第 3 に掲げる<u>技術提供契約</u>	

新	旧	備考
ずれにも該当しない2年以上案件（<u>対象契約</u>のうち、対価等の決済が決済起算点（OECD輸出信用アレンジメントに定める起算点をいう。以下同じ。）後2年以上にわたって行われるもの（対価等の10%以内の金額をリテンションとして後払いする部分のみの決済が起算点から2年以上経過して行われるものを除く。）をいう。以下同じ。）の<u>対象契約</u>に係るもの 100 分の 95 を上限として日本貿易保険が保険契約ごとに定める率	<u>等</u>のいずれにも該当しない2年以上案件（<u>技術提供契約等</u>のうち、対価等の決済が決済起算点（OECD輸出信用アレンジメントに定める起算点をいう。以下同じ。）後2年以上にわたって行われるもの（対価等の10%以内の金額をリテンションとして後払いする部分のみの決済が起算点から2年以上経過して行われるものを除く。）をいう。以下同じ。）の<u>技術提供契約等</u>に係るもの 100 分の 95 を上限として日本貿易保険が保険契約ごとに定める率	
（<u>対象契約の内容の変更</u>） 第5条 甲は、保険契約の締結がなされた<u>対象契約</u>に、貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）手続細則（平成13年4月1日 01－制度－00028）に規定する重大な内容変更等を行ったときは、約款第22条第1項の規定にかかわらず、当該重大な内容変更等のあった日から1月以内かつ<u>内容変更等通知期限（約款第22条第1項に規定する内容変更等通知期限をいう。以下同じ。）</u>までにその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。	（<u>技術提供契約等の内容の変更</u>） 第5条 甲は、保険契約の締結がなされた<u>技術提供契約等</u>に、貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）手続細則（平成13年4月1日 01－制度－00028）に規定する重大な内容変更等を行ったときは、約款第22条第1項の規定に基づき、その旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。ただし、<u>約款第3条第2号又は第4号のてん補危険に係る場合にあっては、約款第22条第1項の規定にかかわらず、当該重大な内容変更等のあった日から1月以内かつ決済期限から1月以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</u>	
2 約款第22条第1項及び前項の規定にかかわらず、当該重大な内容変更等を行った後の<u>対象契約が附帯別表第4第1項又は第2項に該当する場合は、甲は、約款第22条第3項の規定に基づき、日本貿易保険に対して事前の承認申請をしなければならないものとし、当該承認を受けた対象契約については、前項に従うものとする。ただし、当該重大な内容変更等を行った後の対象契約が附帯別表第4第1項に該当する場合であ</u>	2 日本貿易保険は、約款第22条第2項の規定にかかわらず、当該重大な内容変更等を行った後の<u>技術提供契約等が第3条第1項各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。</u>	

新	旧	備考
<u>って、かつ当該重大な内容変更等が内容変更等通知期限の変更を伴わない範囲内での保険期間の延長のみに該当するときは、甲は、前項の規定に基づき、当該重大な内容変更等について書面で通知しなければならない。</u>		
<u>3 第1項の規定にかかわらず、当該重大な内容変更等を行った後の対象契約が附帯別表第4第3項に該当する場合であつて、保険契約の変更を希望するときは、甲は、約款第22条第3項の規定に基づき、当該重大な内容変更等について日本貿易保険に対して事前の承認申請をしなければならない。ただし、当該重大な内容変更等が内容変更等通知期限の変更を伴わない範囲内での保険期間の延長のみに該当するときは、この限りでない。</u>		
（保険料の額） 第6条 甲の納付すべき保険料の額は、保険契約を締結した<u>対象契約</u>ごとに、保険価額に貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04 - 制度-00034）に従って算出された保険料率を乗じて得た金額とする。	（保険料の額） 第6条 甲の納付すべき保険料の額は、保険契約を締結した<u>技術提供契約等</u>ごとに、保険価額に貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04 - 制度 - 00034）に従って算出された保険料率を乗じて得た金額とする。	
（保険料の納付） 第7条 甲は、日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険の指定する金額を日本貿易保険に納付しなければならない。	（保険料の納付） 第7条 甲は、日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険の指定する金額を日本貿易保険に納付しなければならない。	
2 甲は、前項の規定により納付すべき保険料を日本貿易保険の指定する日までに納付しなかったときは、保険料及び当該保険料について日本貿易保険の指定する日の翌日から甲の納付すべき保険料が納付される日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を請求書に従い日本貿易保険に納付しなければならない。	2 甲は、前項の規定により納付すべき保険料を日本貿易保険の指定する日までに納付しなかったときは、保険料及び当該保険料について日本貿易保険の指定する日の翌日から甲の納付すべき保険料が納付される日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を請求書に従い日本貿易保険に納付しなければならない。	

新	旧	備考
3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、甲が納付すべき保険料及び延滞金の全額に満たない額を納付した場合には、日本貿易保険は納付された金額を保険料、延滞金の順に充当する。	3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、甲が納付すべき保険料及び延滞金の全額に満たない額を納付した場合には、日本貿易保険は納付された金額を保険料、延滞金の順に充当する。	
（保険料の返還等） 第8条 次の各号のいずれかに該当する場合には、保険契約は締結のときにさかのぼって効力を失うものとし、既に保険料が納付されていた場合は、日本貿易保険は、当該納付に係る保険料を返還する。 一 保険の申込み前に約款第4条の各号のいずれかに該当する事由（保険の申込みの当時保険契約者が存在することを知っていた事由を除く。）が生じた場合において、保険契約者がその事実を知って遅滞なく書面で保険契約の解除を通知したとき。 二 <u>対象契約</u>に基づく<u>仲介貿易</u>貨物が、船積国の法令に基づいて承認を受けるべき場合において、当該承認を受けられないとき及び当該船積の承認が効力を失うことが明らかになったとき（約款第4条の各号のいずれかに該当する事由又は<u>対象契約</u>の当事者の責めに帰すべき事由により船積することができなくなった場合を除く。）。	（保険料の返還等） 第8条 次の各号のいずれかに該当する場合には、保険契約は締結のときにさかのぼって効力を失うものとし、既に保険料が納付されていた場合は、日本貿易保険は、当該納付に係る保険料を返還する。 一 保険の申込み前に約款第4条の各号のいずれかに該当する事由（保険の申込みの当時保険契約者が存在することを知っていた事由を除く。）が生じた場合において、保険契約者がその事実を知って遅滞なく書面で保険契約の解除を通知したとき。 二 <u>仲介貿易契約</u>に基づく貨物が、船積国の法令に基づいて承認を受けるべき場合において、当該承認を受けられないとき及び当該船積の承認が効力を失うことが明らかになったとき（約款第4条の各号のいずれかに該当する事由又は<u>仲介貿易契約</u>の当事者の責めに帰すべき事由により船積することができなくなった場合を除く。）。	
2 日本貿易保険が概算により徴収した保険料の額が精算（誤記の修正を申請したことに伴う保険料の調整を含む。）した保険料の額を超えるときは、その差額を返還する。	2 日本貿易保険が概算により徴収した保険料の額が精算（誤記の修正を申請したことに伴う保険料の調整を含む。）した保険料の額を超えるときは、その差額を返還する。	
3 日本貿易保険は、前2項に該当する場合を除き、保険契約が無効となった場合（保険契約者又は被保険者の責めに帰すべき事由による場合を除く。）には無効により日本貿易保険	3 日本貿易保険は、前2項に該当する場合を除き、保険契約が無効となった場合（保険契約者又は被保険者の責めに帰すべき事由による場合を除く。）には無効により日本貿易保険	

新	旧	備考
がてん補する責めに任じなくなった部分に相当する保険料を、失効又は解除となった場合（保険契約者又は被保険者の責めに帰すべき事由による場合を除く。）には失効又は解除により日本貿易保険がてん補する責めに任じなくなった部分に相当する保険料を、<u>対象契約</u>の対価等の額が減額した場合には減額となった部分に相当する保険料を、保険期間が短縮した場合には保険期間の短縮となった部分に相当する保険料を返還する。 ただし、返還の対象となる保険料（加算される保険料がある場合には、返還される保険料と相殺された後の額とする。）が100,000円未満（平成16年9月30日以前に申込みがなされた案件については、30,000円未満）の場合には、保険料は返還しない。	がてん補する責めに任じなくなった部分に相当する保険料を、失効又は解除となった場合（保険契約者又は被保険者の責めに帰すべき事由による場合を除く。）には失効又は解除により日本貿易保険がてん補する責めに任じなくなった部分に相当する保険料を、<u>技術提供契約等</u>の対価等の額が減額した場合には減額となった部分に相当する保険料を、保険期間が短縮した場合には保険期間の短縮となった部分に相当する保険料を返還する。 ただし、返還の対象となる保険料（加算される保険料がある場合には、返還される保険料と相殺された後の額とする。）が100,000円未満（平成16年9月30日以前に申込みがなされた案件については、30,000円未満）の場合には、保険料は返還しない。	
4 日本貿易保険は、前3項に該当する場合のほか、保険契約の無効、失効若しくは解除の場合又は日本貿易保険が損失をてん補する責めに任じなくなった場合においても保険料は返還しない。	4 日本貿易保険は、前3項に該当する場合のほか、保険契約の無効、失効若しくは解除の場合又は日本貿易保険が損失をてん補する責めに任じなくなった場合においても保険料は返還しない。	
（<u>対象契約</u>及び保険契約に関する調査） 第9条 甲は、日本貿易保険が第1条の申込みに関する事項、その他<u>対象契約</u>に対する保険契約に関する事項について調査、報告又は資料の提出を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならない。	（<u>技術提供契約等</u>及び保険契約に関する調査） 第9条 甲は、日本貿易保険が第1条の申込みに関する事項、その他<u>技術提供契約等</u>に対する保険契約に関する事項について調査、報告又は資料の提出を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならない。	
2 日本貿易保険は、必要があると認めたときは、<u>対象契約</u>に関する甲の帳簿その他の関係書類を閲覧することができる。	2 日本貿易保険は、必要があると認めたときは、<u>技術提供契約等</u>に関する甲の帳簿その他の関係書類を閲覧することができる。	
（保険金の返還等）	（保険金の返還等）	

新	旧	備考
第 10 条 日本貿易保険は、甲が故意又は重大な過失によって、第 1 条の申込み、第 5 条第 1 項若しくは第 2 項の通知又は第 7 条第 1 項の保険料の納付を遅滞し、又は脱漏したときは、既に支払った保険金の全部若しくは一部に相当する金額を返還させ、又は将来にわたってこの特約書を解除することができる。	第 10 条 日本貿易保険は、甲が故意又は重大な過失によって、第 1 条の申込み、第 5 条第 1 項の通知又は第 7 条第 1 項の保険料の納付を遅滞し、又は脱漏したときは、既に支払った保険金の全部若しくは一部に相当する金額を返還させ、又は将来にわたってこの特約書を解除することができる。	
2 甲が、故意又は過失によって第 1 条の申込み又は第 5 条第 1 項若しくは第 2 項の通知を著しく遅滞又は脱漏したとき（日本貿易保険の調査、保険事故の発生等により判明したものに限る。）は、当該案件に係る保険料は、第 6 条の規定に基づく保険料の 2 倍に相当する金額とする。	2 甲が、故意又は過失によって第 1 条の申込み又は第 5 条第 1 項の通知を著しく遅滞又は脱漏したとき（日本貿易保険の調査、保険事故の発生等により判明したものに限る。）は、当該案件に係る保険料は、第 6 条の規定に基づく保険料の 2 倍に相当する金額とする。	
3 日本貿易保険は、甲が故意又は重大な過失によって第 1 条の申込み又は第 5 条第 1 項若しくは第 2 項の通知を著しく遅滞し、又は脱漏したときは、甲の保険契約について、期間を定めて第 6 条の規定に基づく保険料の 2 倍の範囲内において日本貿易保険が定めた数値（1 を超える数値に限る。）を乗じて得た金額を当該保険契約の保険料の金額とすることができる。	3 日本貿易保険は、甲が故意又は重大な過失によって第 1 条の申込み又は第 5 条第 1 項の通知を著しく遅滞し、又は脱漏したときは、甲の保険契約について、期間を定めて第 6 条の規定に基づく保険料の 2 倍の範囲内において日本貿易保険が定めた数値（1 を超える数値に限る。）を乗じて得た金額を当該保険契約の保険料の金額とすることができる。	
	<u>(回収義務の免除)</u> 第 11 条 日本貿易保険は、約款第 33 条の規定に基づき保険金の支払のときに被保険者の有していた代金等に係る債権全てを保険代位により取得した場合において、約款第 34 条第 3 項に規定する義務を被保険者が履行したときは約款第 34 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に規定する義務を、日本貿易保険が保険事故に係る債権の行使を自ら行う必要があると認めて約款第 34 条第 1 項から第 4 項までに規定する義務を免除する	

新	旧	備考
	<u>旨の通知を被保険者に行ったときは当該義務を、それぞれ免除する。</u>	
（特約書の更新） 第 11 条 第 1 条に規定する特約期間の満了する日の 2 月前の日から 30 日以内に甲又は日本貿易保険のいずれか一方から書面による別段の意思表示がなされないときは、この特約書は同一条件で、1 年間更新されたものとし、以後も同様とする。	（特約書の更新） 第 12 条 第 1 条に規定する特約期間の満了する日の 2 月前の日から 30 日以内に甲又は日本貿易保険のいずれか一方から書面による別段の意思表示がなされないときは、この特約書は同一条件で、1 年間更新されたものとし、以後も同様とする。	
（特約書の終了） 第 12 条 甲について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があったときは、第 1 条第 1 項に規定する特約期間にかかわらず、この特約書は失効する。		
<u>2 前項の規定による失効は、将来に向かってのみその効力を生ずる。</u>		
（特約書又は約款の改正） 第 13 条 第 1 条に規定する期間中に法又はこれに基づく命令が改正されたときは、日本貿易保険は、その改正に従ってこの特約書又は約款を改正するものとする。	（特約書又は約款の改正） 第 13 条 第 1 条に規定する期間中に法又はこれに基づく命令が改正されたときは、日本貿易保険は、その改正に従ってこの特約書又は約款を改正するものとする。	
（特約書又は約款の改定の申込等） 第 14 条 第 1 条に規定する期間中に外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）又はこれに基づく命令が改正されたときは、日本貿易保険は、この特約書又は約款の改定を申込むことができる。	（特約書又は約款の改定の申込等） 第 14 条 第 1 条に規定する期間中に外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）又はこれに基づく命令が改正されたときは、日本貿易保険は、この特約書又は約款の改定を申込むことができる。	
2 日本貿易保険は、甲が前項の申込みに応じないときは、こ	2 日本貿易保険は、甲が前項の申込みに応じないときは、こ	

新	旧	備考
附帯別表第 1 次に掲げる契約 1 日本貿易保険が指定する者を相手方とする<u>一の契約</u> 2 契約の締結から翌月末日の間のいずれかの時点において、<u>第 1 号及び第 2 号に該当するもの又は第 1 号及び第 3 号若しくは第 1 号及び第 4 号に該当するもの</u>（保険の申込みの後に該当することとなった場合を除く。） 一 <u>一の契約の相手方（一の契約の締結の相手方と当該一の契約に係る対価等の支払人が異なる場合には、いずれかのもの。以下同様とする。）</u>が第 3 条第 2 項各号のいずれかに該当する<u>一の契約</u>。ただし、<u>一の契約の相手方が海外における特定の事業の実施を目的として設立された外国法人（S P C）である場合を除く。</u> 二 <u>技術等の提供が行われる国及び仕向国が国カテゴリー（日本貿易保険が別に定める基準により定めるものをいう。以下同じ。）</u>に該当し、かつ、支払国（保証国がある場合には当該保証国とする。以下同じ。）が国カテゴリーに該当する<u>一の契約</u> 三 <u>技術等の提供が行われる国及び仕向国が国カテゴリーに該当し、かつ、支払国が国カテゴリーに該当する部分（以下「対象部分」という。）を含む一の契約（前号に該当するものを除く。）</u>であって次に掲げるもの（た	附帯別表第 1 次に掲げる<u>技術提供契約又は仲介貿易契約</u> 1 日本貿易保険が指定する者を相手方とする<u>技術提供契約又は仲介貿易契約</u> 2 技術提供契約又は仲介貿易契約の締結から翌月末日の間のいずれかの時点において、第 1 号及び第 2 号に該当するもの又は第 1 号及び第 3 号に該当するもの（保険の申込みの後に該当することとなった場合を除く。） 一 <u>技術提供契約又は仲介貿易契約の相手方（技術提供契約又は仲介貿易契約の相手方と当該技術提供契約又は仲介貿易契約の相手方に係る対価等の支払人が異なる場合には、いずれかのもの。以下、同様とする。）</u>が第 3 条第 2 項各号のいずれかに該当する<u>技術提供契約又は仲介貿易契約</u>。ただし、<u>技術提供契約又は仲介貿易契約の相手方が海外における特定の事業の実施を目的として設立された外国法人（S P C）である場合を除く。</u> 二 仕向国が国カテゴリー（日本貿易保険が別に定める基準により定めるものをいう。以下同じ。）に該当し、かつ、支払国（保証国がある場合には当該保証国とする。以下同じ。）が国カテゴリーに該当する<u>技術提供契約又は仲介貿易契約</u> 三 仕向国が国カテゴリーに該当し、かつ、支払国が国カテゴリーに該当する部分（以下「対象部分」という。）を含む<u>技術提供契約又は仲介貿易契約</u>（前号に該当するものを除く。）であって次に掲げるもの	

新	旧	備考
<u>だし、次号に規定する場合を除く。）</u> イ 対象部分以外の部分に係る対価等が契約金額の二分の一以下かつ 円以上の<u>一の契約</u>（当該<u>一の契約</u>のうち対象部分に係る部分に限る。） ロ 対象部分以外の部分に係る対価等が契約金額の二分の一以下かつ 円未満の<u>一の契約</u> <u>四 一の契約に仲介貿易契約が含まれる場合であって、仲介貿易契約に係る代金及び賃貸料の合計額が技術提供契約に係る技術等の提供の対価の額と同額かこれを超える場合は、技術等の提供が行われる国及び仕向国が国カテゴリーに該当し、かつ、支払国が国カテゴリー に該当する部分（以下「対象部分」という。）を含む一の契約であって次に掲げるもの</u> <u>イ 対象部分以外の部分に係る対価等が契約金額の二分の一以下かつ 円以上の一の契約（当該契約のうち対象部分に係る部分に限る。）</u> <u>ロ 対象部分以外の部分に係る対価等が契約金額の二分の一以下かつ 円未満の一の契約</u> <u>3 一の契約が次のいずれかに該当する場合</u> <u>一 一の契約に含まれる外国において行う技術等の提供の対価の額が、輸出契約に係る対価等の額又は仲介貿易契約に係る対価等の額を下回る場合であって、当該外国において行う技術等の提供の対価の額が 2,500 万</u>	イ 対象部分以外の部分に係る対価等が契約金額の二分の一以下かつ 円以上の<u>技術提供契約又は仲介貿易契約</u>（当該<u>技術提供契約又は仲介貿易契約</u>のうち対象部分に係る部分に限る。） ロ 対象部分以外の部分に係る対価等が契約金額の二分の一以下かつ 円未満の<u>技術提供契約又は仲介貿易契約</u>	

新	旧	備考
<u>円未満のもの</u> <u>二 前号に該当しない場合であって、一の契約の契約金額から、当該一の契約に含まれる日本国内において行う技術等の提供の対価の額を除いた額が 円未満のもの</u>		
附帯別表第 2 2 年以上案件であって、相手国政府（財政当局に限る。）若しくは中央銀行が発行する無条件かつ取り消すことができない支払保証が付されているもの又は相手国政府（財政当局に限る。）若しくは中央銀行を対価等の支払人とするもの。	附帯別表第 2 2 年以上案件であって、相手国政府（財政当局に限る。）若しくは中央銀行が発行する無条件かつ取り消すことができない支払保証が付されているもの又は相手国政府（財政当局に限る。）若しくは中央銀行を対価等の支払人とするもの。	
附帯別表第 3 2 年以上案件であって、一流銀行が発行する無条件かつ取り消すことができない支払保証が付されているもので、日本貿易保険が認めたもの。	附帯別表第 3 2 年以上案件であって、一流銀行が発行する無条件かつ取り消すことができない支払保証が付されているもので、日本貿易保険が認めたもの。	
<u>附帯別表第 4</u> <u>1 2 年未満案件のうち第 3 条第 1 項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する対象契約であって、日本貿易保険が別に定める基準において、保険申込みを要すると定めているもの</u> <u>2 2 年以上案件</u> <u>3 2 年未満案件のうち第 3 条第 1 項第 3 号から第 6 号までの</u>		

新	旧	備考
<u>いずれかに該当する対象契約であって、第1項に該当しない もの</u>		